

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第132号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の協議が整ったときは、その旨を文書により特定建築主に通知するものとする。

第3条の見出し中「建築計画等」を「建築計画書等」に改める。

第10条第5号中「条例第4条により提出された」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) その他市長が良好な都市景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める変更

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第13条を次のように改める。

(特例許可の申請)

第13条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、特例許可・特例許可変更申請書（第10号様式）の正本及び副本に、別表（1）の項及び（2）の項に掲げる図書（同条第1項後段の規定による変更の許可の申請にあっては、変更に係るものに限る。）、許可の申請の理由を記載した書面その他市長が特に必要と認める図書を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、特例許可・特例許可変更申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を特定建築主に通知する。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(申請の取下げ)

第14条 条例第12条第1項の規定による申請をした特定建築主は、前条第2項の通知

を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（特例許可の変更の届出等）

第15条 条例第12条第1項に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 第10条各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる変更
- (2) 特定建築主若しくは設計者の変更又は特例許可・特例許可変更申請書に記載したこれらの者に係る事項の変更
- (3) 延べ面積又は建築面積の変更であって、建築物の形態意匠に変更を生じず、かつ、変更後の各面積が特例許可・特例許可変更申請書に記載された延べ面積又は建築面積以下であるもの

2 条例第12条第3項の規定による特例許可の変更の届出は、特例許可変更届（第12号様式）に、別表（1）の項及び（2）の項に掲げる図書（変更に係るものに限る。）その他市長が特に必要と認める図書を添えて行うものとする。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第5号様式、第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式注以外の部分及び第9号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第10号様式注以外の部分中「特例許可申請書」を「特例許可
特例許可変更 申請書」に、「あ
て先」を「宛先」に改め、「より」の右に「特例許可
特例許可の変更」を加え、同様式の次に次の2様式を加える。

第11号様式（第14条関係）

取 下 げ 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例施行規則第14条の規定により届け出ます。

特 定 建 築 主	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

敷地の地名及び地番	京都市 区
-----------	-------

受付年月日及び受付番号	年 月 日 第 号
-------------	-----------

理 由	
-----	--

第12号様式 (第15条関係)

特例許可変更届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例第12条第3項の規定により届け出ます。

		変 更 前		変 更 後		
変更の内容	敷地の地名及び地番	京都市 区		京都市 区		
		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	特定建築主	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -		
		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	設 計 者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	免許 級建築士 登録第 号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	免許 級建築士 登録第 号	
		建築士事務所名	登録 級建築士事務所 知事登録第 号	建築士事務所名	登録 級建築士事務所 知事登録第 号	
		電話 -		電話 -		
	建築物の計画の概要	階 数	地上	階	地上	階
			地下	階	地下	階
		建築物の構造	メートル		メートル	
			メートル		メートル	
		塔屋等を含む高さ	メートル		メートル	
			メートル		メートル	
		敷地面積	平方メートル		平方メートル	
			平方メートル		平方メートル	
建ぺい率		パーセント		パーセント		
		パーセント		パーセント		
容 積 率		パーセント		パーセント		
		建築面積	計 画 部 分	平方メートル	計 画 部 分	平方メートル
	既 存 部 分		平方メートル	既 存 部 分	平方メートル	
合 計	平方メートル		合 計	平方メートル		
延べ面積	計 画 部 分 (容積率対象外)	(平方メートル)	計 画 部 分 (容積率対象外)	(平方メートル)		
	既 存 部 分 (容積率対象外)	(平方メートル)	既 存 部 分 (容積率対象外)	(平方メートル)		
	合 計 (容積率対象外)	(平方メートル)	合 計 (容積率対象外)	(平方メートル)		
そ の 他						
変 更 の 理 由						

- 注1 この届は、変更に係る事項のみ記入してください。
- 2 「塔屋等」とは、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいいます。
- 3 「建ぺい率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 4 延べ面積の欄の()内には、建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令第2条第1項第4号ただし書の規定により延べ面積に算入されない部分の床面積の合計を記入してください。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)